

産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会開催要綱

(目的)

第1 宮城県における公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について、県が候補地を選定するに当たり、参考とする意見を専門家から聴取するため「産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会（以下「懇話会」という。）」を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 最終処分場候補地の選定における方向性に関すること。
- (2) 最終処分場候補地の選定における条件設定に関すること。
- (3) その他、知事が必要と認めること。

(構成)

第3 懇話会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に、座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県環境生活部循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。